

健福第642号
平成29年12月6日

一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会
会長 西釜 博文 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

補修型みなし仮設住宅における入居時修繕負担金に係る「補修工事完了報告書」の提出期限について（通知）

平成28年熊本地震に伴う民間賃貸住宅借上げ事業（みなし仮設住宅）に関しまして、御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、補修型みなし仮設住宅については、「入居時修繕負担金に係る申出書」を平成29年3月31日までに提出をいただくことで、現在も「補修工事完了報告書」の提出を受け付けているところです。

このような中、被災者に対するみなし仮設住宅の供与期間の満了が近づいており、補修型みなし仮設住宅の本来の目的は終了するものと考えられることから、下記のとおり「補修工事完了報告書」の提出期限を設定しましたのでお知らせします。

なお、申出書を提出済みで完了報告書を未提出の物件の貸主（又は管理者）宛てに、別添のとおり通知文書を発出しておりますことを申し添えます。

記

- 1 補修工事完了報告書の提出期限
平成30年3月30日（金）必着
（提出期限を過ぎての提出は認められません）
- 2 留意事項
・入居者の退去後に行った工事については、原則として補修費支援の対象にはなりません。

【問い合わせ】

熊本県健康福祉部健康福祉政策課
すまい対策室（民間賃貸住宅借上げ事業担当）

電話：096-333-2818



健福第642号
平成29年12月6日

補修型みなし仮設住宅
貸主（又は管理者）様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

補修型みなし仮設住宅における入居時修繕負担金に係る「補修工事完了報告書」の提出期限について（通知）

平成28年熊本地震に伴う民間賃貸住宅借上げ事業（みなし仮設住宅）に関しまして、御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、補修型みなし仮設住宅については、「入居時修繕負担金に係る申出書」を平成29年3月31日までに提出をいただくことで、現在も「補修工事完了報告書」の提出を受け付けているところです。

このような中、被災者に対するみなし仮設住宅の供与期間の満了が近づいており、補修型みなし仮設住宅の本来の目的は終了するものと考えられることから、下記のとおり「補修工事完了報告書」の提出期限を設定しましたのでお知らせします。

つきましては、対象となる物件について、期限までに手続きを完了していただきますようお願いいたします。

記

- 1 補修工事完了報告書の提出期限
平成30年3月30日（金）必着
（提出期限を過ぎての提出は認められません）
- 2 留意事項
 - ・入居者の退去後に行った工事については、原則として補修費支援の対象にはなりません。

【問い合わせ】

熊本県健康福祉部健康福祉政策課
すまい対策室（民間賃貸住宅借上げ事業担当）
電話：096-333-2818